

中央大学学員会 白門57ネット 会則

第1条（名称）

本会は、中央大学学員会白門57ネットと称する。

第2条（所在地）

本会事務所は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地5号 中央大学学員会本部事務局内に置く。

第3条（目的）

本会は、以下の各号を目的として設立する。

- ① 会員の交流、親睦を図ること。
- ② 母校である中央大学の発展に寄与すること。

第4条（運営理念）

本会は以下の運営理念をもって、前条の目的を遂行する。

- ① 会員相互の尊厳を尊重するとともに、明るくオープンな同期会とすること。
- ② 特定の政治、宗教、その他各種団体への支持表明、支援活動、寄付は行わないこと。
- ③ 会員名簿が販売・勧誘等の目的へ利用されないよう、注意をはらうこと。

第5条（活動内容）

本会は第3条の目的を果たすため、以下の活動を行う。

- ① 懇親会、行事、講演会などの開催
- ② ホームページ、ブログ、メーリングリストの開設、管理
- ③ 新規会員の募集、会員名簿の管理
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第6条（入会資格）

(1)本会へ入会できる者は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 中央大学または同大学院を昭和57年に卒業した者
- ② 中央大学に昭和53年に入学した者（但し通信教育部に昭和52年10月に入学した者は昭和53年の入学者とみなす）
- ③ その他ほぼ同時期に中央大学または同大学院に在籍、留学、勤務した関係者で、本会に入会を特に強く希望する者

(2)入会の承認は、第9条の運営委員会が行い、通常総会に報告する。

(3)本会は、総会の決議をもって名誉会員を選出することができる。

(4)入会資格のある者であれば、入会手続きが完了していない者であっても、本会の懇親会、行事、講演会等へ参加することができる。

第7条（会費）

(1)本会の会費は、以下のとおりとする。

- ①年会費は、年あたり3千円とする。
- ②入会金は、これを徴収しない。

(2)前項の年会費は、会員が共通的に享受することのできる費用のために使用し、個々の懇親会、行事、講演等の費用は、原則として参加者が負担する。

(3) 本会会員はその自由意志により、本会に対し寄付を行う事ができる。この寄付は任意のものとする。

第8条（役員）

本会は運営のために、以下の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 5名以内
- ③ 広報役 5名以内
- ④ 書記役 5名以内
- ⑤ 会計役 5名以内

第9条（運営委員会）

(1)本会は、通常活動の企画、運営のため、運営委員会を設置する。

(2)運営委員会は第11条に定める方法で選出する運営委員により構成し、役員が陪席する。運営委員の人数は21名以内とする。

(3)運営委員会の長は、副会長が兼務する。

(4)希望する会員は、運営委員会に出席して提案を行い、あるいは意見を述べる事ができる。

第10条（会計監査人）

本会の会計を監査するために、会計監査人1名を置く。

第11条（役員、運営委員、会計監査人の選出）

(1) 第8条、第9条、第10条に定める役員、運営委員、および会計監査役は、総会において立候補者、被推薦者の中から選出される。

(2) 前項に定める者は、本会会員の中から選出する。

第 12 条（役員および運営委員の職務）

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、学会支部長となる。

また、会員名簿を責任を持ち管理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長の長期不在時もしくは事故時に職務を代行するとともに、運営委員会を統括し本会の通常活動の企画運営にあたる。

(3) 広報役は、ホームページ、ブログ、メーリングリストの開設、維持運営管理、掲載内容の更新にあたる他、必要に応じ他の方法で本会の広報を行う。

(4) 書記役は、総会を含む本会活動の記録、会則の立案にあたる。

(5) 会計役は、本会所有の現金その他財物の管理、および会計記録にあたる。

(6) 運営委員は、運営委員会において通常活動の計画を審議し、実施にあたって業務を分担して遂行する。

第 13 条（役員、運営委員、会計監査役の任期）

役員、運営委員、会計監査役の任期は 2 年間とする。但し再任を妨げない。

第 14 条（役員、運営委員、会計監査役の立候補、推薦）

(1) 役員、運営委員、会計監査役に立候補しようとする者は、総会の 1 ヶ月前までに、運営委員会会長である副会長あてに、書面で連絡する。

(2) 役員および運営委員を推薦しようとする者は、前項と同じ手続きを行う。

第 15 条（総 会）

(1) 本会の総会は、会長が招集し、開催する。

(2) 本会の会員は各自 1 票の議決権を有し、総会に出席してこれを行使することができる。但し欠席の場合、委任状により他の会員に議決を委任することができる。また、委任状は運営委員会の承認により、電子メール、メーリングリストもしくは F A X で送付することができる。

(3) 総会は委任状の行使によるものを含めて、会員総数の四分の一の出席により成立する。

(4) 総会の議長は会長が就任し、会長に事故あるときは副会長が就任する。

(5) 総会の議事の議決は、第 30 条の場合を除き、出席者の過半数の賛成をもって可決し、賛成と反対が同数の場合には議長がこれを決する。

(6) 本会の総会は、年 1 回開催される通常総会と、必要によって開催される臨時総会を設ける。

第 16 条（通常総会）

(1) 通常総会は、年 1 回 9 月に開催する。但し中央大学が主催するホームカミングデーの開催が 9 月に行われなるときは、変則的に運営委員会の承認をもって他の月に開催することができる。

(2) 通常総会では以下の事項を議題とする。

- ① 前年度活動報告および会計報告
- ② 新規会員入会の報告
- ③ 当該年度活動計画および予算承認
- ④ 任期満了もしくは辞任の場合における役員・運営委員・会計監査役の選出
- ⑤ 地域支部・同好会の設置承認、地域支部長・同好会長選任および交代の報告
- ⑥ その他、本会の運営に必要な事項の報告、決議

(3) 会長は、議題とその内容について運営委員会の承認を得たうえで、会員に対して総会開催の 2 週間前までに招集通知を送付しなければならない。但し、送付の方法は郵送に限らず、会員があらかじめ届け出たメールアドレス（メールリスト利用を含む）、もしくは F A X 番号へ通知文書を送付する方法によることができる。

(4) 会員は、通常総会の議題に追加を要求する事項がある場合には、その内容を総会開催の 1 週間前までに会長あて通知する。

第 17 条（臨時総会）

(1) 本会の運営に必要な場合には、会長は臨時総会を招集することができる。

(2) 臨時総会は、会員の実際の集合を行わず電子メール（メールリスト利用を含む）、もしくは FAX により投票する方法により、開催することができる。但しこの場合、会長は、あらかじめ運営委員会の承認を受ける必要がある。

(3) 前条第 3 項、第 4 項の規定は、臨時総会に適用する。

(4) 全会員の四分の一以上の希望がある場合には、会長は臨時総会を開催しなければならない。この場合、本条第 2 項は適用しない。

第 18 条（地域支部）

(1) 10 名以上の会員がいる道府県においては、会員の提案により、通常総会の承認をもって地域支部を設けることができる。

- (2) 地域支部は地域支部長を選出し、選出および交代を通常総会において報告する。
- (3) 首都圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）の地域支部は、設立を認めない。
- (4) 地域支部の会員は、本会の会員であることを前提とする。

第19条（同好会）

- (1) 会員の親睦を深めるため、趣味を同じくする会員は同好会を作り活動することができる。同好会は、通常総会における承認により設立できる。
- (2) 同好会は同好会長を選任し、選出および交代を本会通常総会において報告する。
- (3) 同好会の会員は、本会の会員であることを前提とする。

第20条（会計）

- (1) 本会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。
- (2) 会計役は、公正妥当な手続きをもって本会の財物を管理し、現金の出納を記録しなければならない。
- (3) 会計役は会計年度終了時点において、会計監査役へ決算案を報告し、監査を受けなければならない。
- (4) 会計監査役の承認を得た後、会計役は運営委員会の承認を経て、通常総会へ決算案を議案として提出する。
- (5) 会計役は、会計年度終了時点において翌年度の予算案を立案し、運営委員会の承認を経て、通常総会へ予算案を議案として提出する。

第21条（会計監査）

- (1) 会計監査役は、本会の会計および決算案を監査し、通常総会において監査の結果を報告しなければならない。
- (2) 会計監査役は、必要により随時会計帳簿を閲覧できる。
- (3) 会計監査役は、前条第5項の予算案について、通常総会で意見を述べるができる。

第22条（ホームページ、ブログ、メーリングリストの運営管理）

- (1) 本会はホームページ、ブログ、メーリングリスト（以下ホームページ等という）を開設し、本会の費用をもって運営管理する。
- (2) ホームページ等の掲載内容、運営方法は広報役が企画し、運営委員会の承認を得て決定する。
- (3) ホームページ等には、中央大学、もしくは本会の会員、役員、運営委員、会計監査役などの関係者を誹謗中傷する内容を掲載してはならない。
- (4) ホームページ等には、本会会員のアドレス、住所、電話番号等の個人情報を、原則

として掲載してはならない

第 23 条 (情報管理)

- (1) 本会の会員名簿は会長及び会長が指名した役員が責任を持ち管理にあたる。会長は、会員名簿が販売・勧誘等の不適正な目的へ利用されないように管理する。
- (2) 会員名簿の公開は、入会した本会会員以外へは行わない。
- (3) 会員名簿の公開にあたっては、会員本人が公開を希望しない情報は公開してはならない。
- (4) 入手した会員名簿を自己もしくは第三者のための販売、勧誘等の不適正な目的に利用した会員は、第 27 条に定める手続きにより強制的に退会させる。

第 24 条 (会員の慶弔)

- (1) 会員本人が結婚した時は、会の名称で祝電を打つ。但し、会員からの申し出があった場合に限る。
- (2) 会員本人、会員の配偶者もしくは実養父母が死亡した時には、会の名称で弔電を打つ。但し、会員からの申し出があった場合に限る。
- (3) 第 1 項および第 2 項の会員の慶弔は、ホームページに掲載する。

第 25 条 (会員の退会)

- (1) 会員は、本会に対する書面による通知により、退会することができる。但し、納入済みの年会費は返却しない。
- (2) 強制退会者を除く退会者は、再入会をすることができる。

第 26 条 (役員、運営委員、会計監査役の辞任)

- (1) 役員、運営委員、会計監査役が任期途中にやむを得ない理由により辞任する時は、運営委員会に対しその理由を記載した書面を提出しなければならない。
- (2) 前項の場合、辞任する役員、運営委員、会計監査役は、運営委員会に対して業務に支障をきたさない引継ぎを行う。
- (3) 辞任により役員、運営委員、会計監査役に、欠員もしくは業務に支障をきたす状態が生じる場合は、運営委員会は会長に対し臨時総会の開催を請求する。
- (4) 前項の場合、会長は第 17 条の手続きに従い臨時総会を開催し、役員、運営委員、会計監査役の補選を諮ることができる。

第 27 条 (強制退会)

- (1) 運営委員会は会員が以下の事項を行ったとき、その会員の強制退会を会長に対して提案できる。

- ①他の会員に対する中傷、威嚇、ストーカー行為等、迷惑ないし犯罪行為を行ったとき
- ②会員名簿を利用した会員に対する販売、勧誘等の活動に関与したとき
- ③会費等の財物を横領するなど、本会に対して金銭的被害を与えたとき
- ④本会もしくは中央大学の名誉を著しく損なう行為を行ったとき

(2) 会長は、前項の提案があった場合、臨時総会を開催して、会員に対してその強制退会の可否を諮らなくてはならない。

(3) 臨時総会において、強制退会審議の対象となった会員は、自らの弁明を行うことができる。

(4) 会員が自分の職業、勤務する会社の事業内容、副業の紹介を、懇談の場もしくは本会のホームページ上で決められた方法で行った場合には、第1項2号の販売、勧誘等の行為に該当しない。

第28条（役員、運営委員、会計監査役の罷免）

(1) 運営委員会は、役員、運営委員、会計監査役に第27条第1項各号の事由が生じたとき、その者の罷免を会長に対して提案できる。但し運営委員のうち一人または数人がその対象である場合には、罷免に関する審議についてその運営委員は参加することができない。

(2) 会長は、前項の提案があった場合、臨時総会を開催して、会員に対してその罷免の可否を諮らなくてはならない。

(3) 臨時総会において、強制退会審議の対象となった役員、運営委員、会計監査役は、自らの弁明を行うことができる。

(4) 罷免が決定した役員、運営委員、会計監査役は、同時に会員資格についても強制的に喪失する。

第29条（会則の変更）

本会則は、総会の決議をもって変更することができる。

第30条（本会の解散）

本会は、会員の著しい減少など、本会の存続が不可能となる理由が発生した場合、通常総会出席者の満場一致の決議により解散することができる。

附 則 本会則は、平成15年9月28日の本会設立と同じ日に発効する。

改定 平成17年10月23日